

千葉県環境保全条例

平成七年三月十日

条例第三号

改正

平成七年一〇月一三日条例第六四号

平成一三年二月二三日条例第二六号

平成一四年三月二六日条例第一七号

平成一五年三月七日条例第二二号

平成一九年七月一〇日条例第四六号

平成二〇年三月二八日条例第一五号

平成二四年七月一三日条例第五八号

千葉県環境保全条例

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 生活環境の保全等に関する施策（第四条—第十四条）

第三章 生活環境の保全等に関する措置等

第一節 大気に関する措置（第十五条—第十八条）

第二節 水質に関する規制等（第十九条—第三十七条）

第三節 地質に関する規制等（第三十八条—第五十四条）

第四節 自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための措置（第五十五条—第五十六条の九）

第五節 航空機による拡声機使用の規制（第五十七条）

第四章 公害に係る苦情の処理等（第五十八条—第六十四条）

第五章 雑則（第六十五条—第六十七条）

第六章 罰則（第六十八条—第七十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、千葉県環境基本条例（平成七年千葉県条例第二号）の本旨を達成するため、生活環境の保全等に関し、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策を定めてこれを推進し、及び公害の防止のための規制を行うことにより、生活環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 生活環境の保全等 大気、水、地質等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護及び生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）の保全を図ることをいう。

二 公害 千葉県環境基本条例第二条第三号に規定する公害をいう。

三 環境への負荷 千葉県環境基本条例第二条第一号に規定する環境への負荷をいう。

（県等の責務）

第三条 県、市町村、事業者及び県民は、千葉県環境基本条例第三条に規定する環境の保全についての基本理念にのっとり、生活環境の保全等が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

第二章 生活環境の保全等に関する施策

（規制の措置）

第四条 県は、生活環境の保全等のために必要な規制の措置を講ずるものとする。

（自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための施策）

第五条 県は、市町村、事業者、県民及び関係機関と連携して、自動車（原動機を搭載する自転車を含む。以下この条及び第三章第四節において同じ。）の使用に伴う環境への負荷（排出ガスに含まれる窒素酸化物、粒子状物質等による大気汚染、騒音及び振動の発生並びに地球温暖化の要因となる温室効果ガスの発生をいう。以下この条及び第三章第四節において同じ。）がより少ない自動車への転換の促進、自動車の使用の合理化の促進、道路環境の改善その他の自動車の使用に伴う環境への負荷の低減を図るための対策を講ずるものとする。

2 知事は、自動車の使用に伴う環境への負荷を低減するための施策を総合的かつ体系的に推進するための長期的な計画を策定するものとする。

3 知事は、自動車の運行に伴って発生し、大気中に排出される窒素酸化物及び粒子状物質により常に著しい大気汚染が発生している地域があるときは、当該地域を指定し、道路の管理者等と連携して当該地域の大気汚染を解消するための措置に関する計画を策定し、及び必要な対策を講ずるものとする。

一部改正〔平成一四年条例一七号〕

（生活排水対策に係る施策）

第六条 県は、生活排水の排出による河川等の水質汚濁の防止に関する知識の普及及び水質汚濁の防止を図るために必要な施策を実施するとともに、市町村が行う生活排水対策に係る施策の総合調整に努めなければならない。

ない。

(地下水汚染防止のための施策)

第七条 県は、地下水の汚染を防止するため、事業者に対する指導及び地下水の水質監視並びに市町村が行う地下水の水質保全対策に係る施策の総合調整に努めなければならない。

2 市町村は、地下水の水質状況を把握し、地下水の水質が保全されるように必要な措置を講ずるとともに、県が行う施策に協力するものとする。

(廃棄物の適正処理のための施策)

第八条 県は、市町村、事業者、県民及び関係機関と連携して、廃棄物の減量化及び再資源化の促進に資するための対策を講じ、その普及及び啓発に努めるものとする。

2 県は、廃棄物の適正な処理のため、廃棄物の収集及び運搬並びに処理施設の設置及び維持管理に係る対策を講ずるものとする。

(化学物質等の適正管理のための施策)

第九条 県は、人の健康又は生活環境に係る影響を生ずるおそれがあると認める化学物質等を有する者に対して、その排出の抑制及び適正な管理に係る対策を進めるとともに、当該化学物質等の適正な管理の普及及び啓発に努めるものとする。

(騒音、振動及び悪臭の防止のための施策)

第十条 県は、騒音、振動及び悪臭に係る試験研究及び研修等を行い、市町村が行う対策が適正に行われるように市町村との連携及び協力に努めるものとする。

(地球環境保全のための施策)

第十一条 県は、地球環境保全を推進するため、地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行等に関する調査研究を実施するとともに、地球環境保全に関する知識の普及及び啓発並びに資源及びエネルギーの消費の抑制又は循環的な利用のための施策の実施に努めるものとする。

(施設整備及び事業の推進)

第十二条 県は、生活環境の保全等に資する公共施設の整備及び事業の推進を図るとともに、市町村における生活環境の保全等に資する施設の整備及び事業の推進のために必要な技術的及び財政的な援助措置を講ずるように努めるものとする。

(監視、測定等の体制の整備)

第十三条 県は、生活環境の状況を把握し、及び生活環境の保全等に関する施策を適正に実施するために、監視、測定、試験及び検査の体制を整備し、必要な調査等を実施するものとする。

(事業者等に対する援助措置)

第十四条 県は、事業者が行う公害の防止のための施設の設置又は改善等について必要な資金のあつせん、利子補給、技術的な助言その他の援助措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、中小規模の事業者に対して特別の配慮を行うものとする。

3 県は、県民が行う環境への影響を低減する活動に対して必要な援助措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 生活環境の保全等に関する措置等

第一節 大気の保全に関する措置

(ばい煙等発生施設に関する措置)

第十五条 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第一項に規定するばい煙又は同条第八項に規定する粉じん(以下この条において「ばい煙等」という。)を発生する施設を設置する事業者は、同法の規定による規制を受ける場合のほか、ばい煙等による大気の汚染の防止を図るために必要な措置を講ずるように努めるとともに、県が行う大気汚染防止対策に積極的に協力しなければならない。

一部改正〔平成一九年条例四六号〕

(揮発性有機化合物に関する措置)

第十六条 事業者は、その事業活動に伴って揮発性有機化合物(大気汚染防止法第二条第四項に規定する揮発性有機化合物をいう。)が大気中に排出され、又は飛散するのを抑制するために必要な措置を講じなければならない。

一部改正〔平成一九年条例四六号〕

(地球温暖化等の防止対策の推進)

第十七条 事業者は、その事業活動において地球全体の温暖化の原因となる二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素等の物質、オゾン層破壊の原因となるフロン類並びに酸性雨の原因となる硫酸化合物及び窒素酸化合物が大気中に排出されるのを抑制するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(省エネルギー対策の推進)

第十八条 事業者及び県民は、その事業活動又は日常生活において、大気の保全のため、電気及びガスの節約等エネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

第二節 水質の保全に関する規制等

(定義等)

第十九条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 特定施設 次に掲げるいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する特定施設及び同条第三項に規定する指定地域特定施設(湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第十四条の規定により指定地域特定施設とみなされる施設を

む。)を除く。)で規則で定めるものをいう。

イ カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。

ロ 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、イに規定する物質によるものを除く。)を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

二 公共用水域 水質汚濁防止法第二条第一項に規定する公共用水域をいう。

三 排水 特定施設を設置する工場又は事業場(以下この節において「特定事業場」という。)から公共用水域に排出される水をいう。

四 汚水等 特定施設から排出される汚水又は廃液をいう。

2 知事は、特定施設を定めようとするときは、千葉県環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

一部改正〔平成一四年条例一七号〕

(排水基準の制定)

第二十条 知事は、公共用水域の水質の汚濁を防止するために必要な排水基準を規則で定めるものとする。

2 前項の排水基準(以下この節において「排水基準」という。)は、前条第一項第一号イに規定する物質(以下この節において「有害物質」という。)による汚染状態にあつては、排水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、同号ロに規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

3 知事は、排水基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

一部改正〔平成一四年条例一七号〕

(特定施設の設置の届出)

第二十一条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した届出書により知事に届け出なければならない。

一 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 特定施設の種類

四 特定施設の構造

五 特定施設の使用の方法

六 汚水等の処理の方法

七 排水の汚染状態及び量

八 その他規則で定める事項

2 前項の届出書には、当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(経過措置)

第二十二条 一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)であつて排水を排出するものは、当該施設が特定施設となった日から三十日以内に、前条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書により知事に届け出なければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(構造等の変更の届出)

第二十三条 第二十一条第一項又は前条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第二十一条第一項第四号から第八号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第二十一条第二項の規定は、前項の規定による変更の届出について準用する。

(計画変更命令等)

第二十四条 知事は、第二十一条第一項又は前条第一項の規定による届出があつた場合において、排水の汚染状態が当該特定事業場の排水口(排水を排出する場所をいう。以下同じ。)においてその排水に係る排水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更(前条第一項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第二十一条第一項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

一部改正〔平成七年条例六四号〕

(実施の制限)

第二十五条 第二十一条第一項の規定による届出をした者又は第二十三条第一項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

2 知事は、第二十一条第一項又は第二十三条第一項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第二十六条 第二十一条第一項又は第二十二条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る第二十一条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第二十七条 第二十一条第一項又は第二十二条第一項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を

譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第二十一条第一項又は第二十二条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（その届出に係る特定施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前各項の規定により第二十一条第一項又は第二十二条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成一三年条例二六号〕

（排出水の排出の制限）

第二十八条 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設が特定施設となった際現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が特定施設となった日から六月間（当該施設が規則で定める施設である場合にあっては、一年間）は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となった際既に当該工場又は事業場が特定事業場であるときは、この限りでない。

（改善命令等）

第二十九条 知事は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

一部改正〔平成七年条例六四号〕

（排出水の汚染状態の測定等）

第三十条 排出水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。

一部改正〔平成二四年条例五八号〕

（事故時における措置）

第三十一条 特定事業場の設置者は、当該特定事業場において、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水又はその汚染状態が第十九条第一項第一号ロに規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から公共用水域に排出されたことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続き有害物質を含む水又は当該排水基準に適合しないおそれがある水の排出の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

2 知事は、特定事業場の設置者が前項の応急の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

一部改正〔平成二四年条例五八号〕

（排水を伴う建設工事に関する措置）

第三十二条 建設工事として行われる作業のうち、公共用水域に汚水又は廃液を排出する作業を行おうとする者は、その作業の実施に伴い発生する汚水又は廃液による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るために必要な措置を講じなければならない。

（事業場の排水に関する措置）

第三十三条 事業者は、水質汚濁防止法及び湖沼水質保全特別措置法並びにこの条例の規定による規制を受ける場合のほか、工場又は事業場から発生する汚水又は廃液による公共用水域の水質の汚濁を防止するための排水処理施設の設置その他の必要な措置を講ずるように努めるとともに、水質の汚濁の防止を図るために県及び市町村が行う施策に積極的に協力しなければならない。

（塩水の排水に関する措置）

第三十四条 事業者は、塩水を公共用水域に排出するときは、当該水域及びその周辺の水産動植物及び農作物に被害を与えないように必要な措置を講じなければならない。

（生活排水対策の推進）

第三十五条 県民は、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うように心がけるとともに、県又は市町村による生活排水対策の実施に協力しなければならない。

（報告の徴収）

第三十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、排出水を排出する者に対し、特定施設の状況、汚水等の処理の方法その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

（立入検査）

第三十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、特定事業場に立ち入り、特定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三節 地質の保全に関する規制等

（定義等）

第三十八条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 指定地域 地盤の沈下の防止及び地下水の保全を図るため、地盤の沈下が生じている地域又は地盤及び地下水位の状況から地盤の沈下が生ずるおそれがあると認める地域若しくは地下水位の著しい低下が生ずるおそれがあると認める地域であって、地下水の採取を規制する地域として規則で定めるものをいう。

二 特定用途 工業、鉱業、農業その他の事業の用途であって規則で定めるものをいう。

三 揚水施設 動力を用いて地下水を採取するための施設であって、揚水機の吐出口（以下この節において「吐出口」という。）の断面積（吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計）が六平方センチメートルを超えるものをいう。

2 知事は、指定地域又は特定用途を定めようとするときは、指定地域にあつては審議会及び関係市町村長、特定用途にあつては審議会の意見を聴かなければならない。指定地域又は特定用途を変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

一部改正〔平成一四年条例一七号〕

（地下水の採取許可）

第三十九条 指定地域内において、揚水施設により地下水を採取して、これを特定用途に供しようとする者は、温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）、工業用水法（昭和三十一年法律第四百六十六号）及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和三十七年法律第百号）の規定による規制を受ける場合を除くほか、揚水施設ごとに、その井戸ストレーナーの位置及び吐出口の断面積を定めて知事の許可を受けなければならない。許可を受けた井戸ストレーナーの位置を許可を受けた位置より浅くし、又はその吐出口の断面積を許可を受けた断面積より大きくしようとする場合も、同様とする。

（許可の申請）

第四十条 前条の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

二 地下水の用途

三 揚水施設の設置の場所

四 揚水施設の井戸ストレーナーの位置及び吐出口の断面積

2 前項の申請書には、揚水施設の設置の場所を示す図面その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

（許可の基準）

第四十一条 知事は、第三十九条の規定による許可の申請に係る揚水施設について、規則で定める技術上の基準（以下この節において「技術上の基準」という。）に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならない。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、規則で定める用途に供する地下水の採取については、その地下水に代えて他の水源を確保することが著しく困難であると認めるときに限り、許可することができる。

3 知事は、前各項の規定により許可をするに当たり、地盤の沈下及び地下水位の著しい低下を防止するために必要な条件を付することができる。

4 知事は、技術上の基準を定めようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

一部改正〔平成一四年条例一七号〕

（経過措置）

第四十二条 一の地域が指定地域となった際現にその地域内の揚水施設であつて技術上の基準に適合しているものにより地下水を採取して、これを特定用途に供している者は、その揚水施設について、第三十九条の許可を受けたものとみなす。

2 一の地域が指定地域となった際現にその地域内の揚水施設であつて技術上の基準に適合していないものにより地下水を採取して、これを特定用途に供している者は、知事が他の水源の状況を勘案して告示で指定する日から起算して一年を経過するまでの間に限り、当該施設について、その井戸ストレーナーの位置及び吐出口の断面積により、第三十九条の許可を受けたものとみなす。

3 前各項の規定により許可を受けたものとみなされる者は、その地域が指定地域となった日から起算して三十日以内に、第四十条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書に同条第二項に規定する書類及び図面を添付して知事に提出しなければならない。

4 知事は、地盤の沈下及び地下水位の著しい低下を防止するために特に必要があると認めるときは、第一項の規定により許可を受けたものとみなされる者に対しては、当該揚水施設による地下水の採取の量を減少させることその他必要な措置を執るべきことを命じ、第二項の規定により許可を受けたものとみなされる者に対しては、当該揚水施設による地下水の採取の停止その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

5 技術上の基準が変更された際現に第三十九条の許可を受けた揚水施設（以下この節において「許可施設」といい、前条第二項の規定により許可を受けた許可施設及び第二項の規定による許可施設を除く。）であつて変更後の技術上の基準に適合しないこととなるものがあるときは、当該許可施設に係る第三十九条の許可は、知事が他の水源の状況を勘案して告示で指定する日から起算して一年を経過した時にその効力を失う。

一部改正〔平成七年条例六四号〕

（氏名等の変更の届出）

第四十三条 第三十九条の規定による許可を受けた者（以下この節において「採取者」という。）は、第四十条第一項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、その変更があつた日から三十日以内に、その旨を知事に届け

出なければならない。

(承継)

第四十四条 採取者から許可施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該許可施設に係る採取者の地位を承継する。

2 採取者について相続、合併又は分割（許可施設を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可施設を承継した法人は、採取者の地位を承継する。

3 前各項の規定により採取者の地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成一三年条例二六号〕

(許可の失効)

第四十五条 採取者が、その許可施設につき、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該許可施設に係る第三十九条の許可は、その効力を失う。この場合において、採取者は、その該当することとなった日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

一 許可施設により、地下水を採取すること又は採取する地下水を特定用途に供することを廃止したとき。

二 許可施設を揚水施設に該当しないものとしたとき。

三 前各号の場合のほか、許可施設を廃止したとき。

(取消し等)

第四十六条 知事は、偽りその他不正な手段により第三十九条の許可を受けた者又は第四十一条第三項の規定による条件に違反した者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 知事は、第三十九条の規定に違反して許可を受けず、又は第四十一条第三項の規定による条件に違反して地下水の採取が行われている揚水施設については、当該揚水施設の所有者、管理者又は占有者に対して、当該揚水施設による地下水の採取を停止し、若しくはその量を減少させること又は相当の期限をつけて、当該揚水施設の井戸ストレーナーの位置を深くし、若しくはその吐出口の断面積を小さくすることその他その違反の是正のために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

一部改正〔平成七年条例六四号〕

(記録及び報告)

第四十七条 採取者のうち規則で定める者は、規則で定めるところにより、水量測定器を設置し、地下水の採取量を記録し、及びこれを知事に報告しなければならない。

2 前項の規定は、可燃性天然ガスを含む地下水を採取する者であって規則で定めるものについて準用する。

(地下水のゆう出を伴う掘削工事に関する措置)

第四十八条 事業者は、他の法令及びこの条例の規定による規制を受ける場合のほか、トンネル工事、可燃性天然ガスを採取するための井戸の掘削工事等地下水のゆう出を伴う掘削工事を行うときは、周辺の地盤及び地下水位に影響がないように必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(汚水又は廃液の地下浸透の禁止)

第四十九条 事業者は、汚水又は廃液にカドミウムその他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定めるもの（以下この節において「特定物質」という。）が含まれている場合は、これを地下に浸透させてはならない。

(地下水汚染対策の推進)

第五十条 事業者は、地下水の汚染を防止するため、特定物質を含む水（特定物質の原液を含む。）を適正に管理するとともに、県及び市町村が行う地下水の水質保全対策に積極的に協力しなければならない。

(土壌汚染の防止)

第五十一条 工場又は事業場において特定物質（特定物質を含む物質を含む。）を製造し、使用し、又は保管している事業者は、当該特定物質による土壌の汚染を防止するため、定期的に土壌の汚染状態を調査する等当該特定物質を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

(地下水のかん養)

第五十二条 事業者及び県民は、地下水のかん養を図るため、雨水の有効利用に努めるとともに、敷地内の舗装又は雨水を処理するための施設の設置をする場合には雨水が地下に浸透しやすい素材又は構造のものを使用する等雨水の地下浸透の促進に努めなければならない。

(報告の徴収)

第五十三条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、採取者に対し、許可施設の構造及び採取の状況に関し報告を求めることができる。